

部門研究調査運営委員会 運営細目

(委員の資格)

第1条 委員は、原則として本学会の会員でなければならない。

(委員会構成員の規制)

第2条 理事会構成員ならびに副部門長は、部門研究調査運営委員会（以下、部門運営委員会という）の第1号委員となることができない。

2. 第1号委員は、原則として同一機関から2名以上選定されてはならない。

(第1号委員選定の手続き)

第3条 部門運営委員会は、補充を要する委員数・任期満了および再任委員名とその所属機関名・候補者の氏名と所属機関名を書面に記載して部門役員会に提案し、承認を得るものとする。

2. 年度の途中において補充された委員の任期は、4月初めから起算されるものとする。

(委員の特殊更任)

第4条 特殊の事情による委員の更任を次のように定める。

1 所属機関の職責によって委員となっている者は、現職の変更とともに更任される。

2 委員が長期にわたり直接委員会の任務を遂行できない事情が生じ、委員会の業務に支障をきたすときは、原則として更任される。

(委員任免の強制権限)

第5条 「部門研究調査運営委員会運営要綱」（以下、運営要綱という）および本細目に規定する資格・規制ならびに本学会の年度方針に準拠するため、必要な場合には部門運営委員会の決議を経て、会長は委員を変更することができる。

(委員会議事の報告)

第6条 部門運営委員会は、決議事項等を明記した議事録を毎回作成し、それぞれ関係委員会委員に、必要な場合には関係役員に報告しなければならない。

(次年度活動計画の提出)

第7条 部門運営委員会は、毎年3月中に次年度活動計画を部門役員会に提出して承認を得なければならない。

(書類の送付)

第8条 資料および議事録は、委員会の全員にその出欠の如何を問わず配布しなければならない。なお、別に1部は本学会事務局に提出するものとする。

(書類の保存)

第9条 議事録は、別に定める期間、保存するものとする。

(付則)

1. 本運営細目は平成3年4月25日、理事会において承認制定。
2. 本運営細目は平成3年5月24日より施行する。
3. 本運営細目は平成17年6月30日、研究経営会議において一部修正